

封緘預り規定

第1条（契約の成立）

当金庫は、お客さまからこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立したものとします。

第2条（封緘預り品の範囲）

- (1) 封緘預りでは、次に掲げるものをお預りします。
 - ① 公社債、その他の有価証券
 - ② 預金通帳・証書、諸契約証書、その他の重要書類
 - ③ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 当金庫は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは封緘預りをお断りすることがあります。

第3条（契約期間等）

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する月末日までとし、契約期間満了日までに預け主または当金庫から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

第4条（手数料）

- (1) 封緘預り手数料は、毎月18日に、預け主が指定した預金口座から、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しによらず自動引落しのうえ手数料に充当します。なお、手数料の計算は次のとおりとなります。
 - ① 手数料の計算は月によるものとし、契約日の属する月は無料とします。
 - ② 解約日の属する月は、その月を1ヶ月として手数料を徴収します。この場合、当金庫はこの手数料を解約日に自動引落しすることができるものとします。
 - ③ 契約日の属する月と解約日の属する月が同一の場合は、1ヶ月相当の手数料を徴収します。
- (2) 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初の引落日から適用します。

第5条（封緘預り品の預入れまたは引出し）

- (1) 預入れるときは、預け主または預け主があらかじめ届出した代理人が当金庫所定の依頼書に届出印にて記名押印し、証書とともに提出するものとします。
- (2) 引出すときは、前項と同様の手続きをとるものとします。当金庫は、依頼書により指定された保護預り品を返還します。

第6条（届出事項の変更等）

- (1) 証書及び印鑑を失ったとき、または印鑑、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項

に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出るものとします。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着、または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第7条（成年後見人等の届出）

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預け主の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助、保佐、後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前二項と同様に、直ちに届出てください。
- (4) 前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前四項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第8条（証書、印鑑の喪失時の取扱い）

証書または印鑑を喪失した場合の封緘預り品の受入れ、返還または証書の再発行は、当金庫所定の手続き後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

第9条（印鑑照合）

申込書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認め封緘預り品の受け渡しその他の取扱いをした場合は、それらの書類に偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

第10条（損害の負担等）

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当金庫の責めによらない事由により保管施設の故障等が発生したため、封緘預り品の受入れ、引出しに、直ちに応じられない場合であっても、このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による封緘預り品の紛失、滅失、毀損等の損害についても当金庫は責任を負いません。

第11条（反社会的勢力との取引拒絶）

この封緘預りは、第13条第4項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第13条第4項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの封緘預りの使用申込をお断わりするものとします。

第12条（取引の制限等）

- (1) 当金庫は、預け主または代理人の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預け主または代理人から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、封緘預り品の預入れまたは引出し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預け主または代理人は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届け出るものとします。当該預け主または代理人が当金庫に届け出た在留期間が超過した場合、封緘預り品の預入れまたは引出し等本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することができるものとします。
- (3) 前二項の各種確認や資料の提出の求めに対する預け主または代理人の回答、具体的な取引の内容、預け主または代理人の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、封緘預り品の預入れまたは引出し等本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 前三項に定めるいずれの取引の制限についても、預け主または代理人からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

第13条（解約等）

- (1) この契約は、預け主の申し出によりいつでも解約することができます。この場合、当金庫所定の解約依頼書に届出の印鑑により記名押印のうえ、証書とともに提出し、封緘預り品を引取るものとします。なお、証書または届出の印鑑を失った場合に解約するときは、この他第8条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをとるものとします。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
 - ① 預け主が手数料を支払わないとき
 - ② 預け主について相続の開始があったとき
 - ③ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ④ 預け主または代理人がこの規定に違反したとき
- (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの封緘預り取引を停止し、または預け主または代理人に通知することによりこの封緘預り契約を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この封緘預り契約の名義人が存在しないことが明らかになった場合または封緘預り契約の名義人の意思によらずに契約されたことが明らかになった場合
 - ② この封緘預り品の預け主または代理人が第16条に違反した場合
 - ③ この封緘預り品がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触

する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

- ④ この封緘預り品が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ⑤ 第12条第1項から第3項に定める取引制限等が1年以上に亘って解消されない場合
- ⑥ 法令で定める本人確認等における確認事項、または第12条第1項および第2項にもとづき、預け主または代理人の回答または届出が偽りであることが判明した場合

(4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預け主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの封緘預りの利用を停止し、また、預け主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫からの解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえで封緘預り品を引き取ってください。

なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

① 預け主が封緘預り申込時等にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預け主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、また、次のいずれかに該当することが判明した場合

A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 預け主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

A 暴力的な要求行為

B 法的な責任を超えた不当な要求行為

C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E その他AからDに準ずる行為

(5) 前四項の引取りが遅延したときは、遅延損害金として、第4条に準じて、解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から引取り日の属する月までの手数料相当額を支払うものとします。なお、当金庫は遅延損害金を引取りの日に第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

(6) 第1項から第4項による封緘預り品の引取り手続きが3か月以上遅延したときは、当金庫

は封緘預り品を別途管理もしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。これらに要する費用は預け主の負担とします。

- (7) 手数料、遅延損害金その他預け主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求がありしだい支払うものとします。

第14条（封緘預り品の一時引取り等）

- (1) 封緘預り品の保管施設の修繕または移転その他やむを得ない事由により、当金庫が封緘預り品の一時引取りを求めたときは、直ちにこれに応じるものとします。
- (2) 前項の事由が生じたときは、当金庫は預け主にあらかじめ通知することにより当金庫の本支店または当金庫が相当と認める第三者に封緘預り品の保管を委託することができるものとします。

第15条（緊急措置）

法令の定めるところにより封緘預り品の開示もしくは引渡しを求められたとき、または店舗の火災等緊急を要するときは、当金庫は臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

第16条（譲渡、質入れの禁止）

この契約による預け主の権利および証書は譲渡または質入れすることはできません。

第17条（元利金の取立て）

- (1) 当金庫は、お預りした有価証券についてあらかじめ申し出があった場合にのみ、その元利金を取立てます。申し出がないために生じた損害については当金庫は責任を負いません。
- (2) 当金庫は、お預りした有価証券について、償還公告、提出公告、公示催告、除権判決の公告等について調査義務を負いません。

第18条（規定の変更）

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上